

## 議会改革諮問会議「最終答申」への対応方向案(議会改革推進会議関係)

内は最終答申の記載概要

検討未完了の項目のみ掲載

## 1 市町議会との交流・連携

## (3) 県と市町との協議の場の設置

県と市町との関係についても対等な関係で協議できる仕組みが必要。

執行機関のみで構成されている「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を拡大し、自治体にとって重要な事項については、議会も参加し情報共有や意見交換ができる仕組みを設けることを執行機関に提案していくことが現実的。

< 対応方向 > (平成 24 年度以降に検討)

市町議会と県議会との交流・連携会議の開催と定着を図った後に、検討を進めていく。

## 3 広域自治体議会の役割

## (1) 県と市町との役割分担

基礎自治体への大幅な権限移譲を含む「地域主権戦略大綱」が既に閣議決定されており、いずれは議会の議決も必要となる重要事項であることから、県議会及び市町議会においても互いに情報を共有し、議論を深めていく必要がある。

< 対応方向 > (平成 24 年度以降に検討・実施)

県議会からの情報提供や合同での研修機会などについて検討していく。

## 6 その他

## (2) 議会基本計画の策定

議員改選後の 4 年間でどのような議会改革や議会活動をしていくのかをまとめた「議会基本計画」を作成してはどうか。

< 対応方向 > (平成 24 年度以降に検討)

議会改革諮問会議「最終答申」に盛り込まれた内容の検討状況を踏まえつつ、「議会基本計画」の作成についても検討していく。

## 附属機関の在り方

## (1) テーマ設定し専門性の高い議論を

議員改選後に改めて附属機関を設置し、1 年ごとにテーマを設定した上で、当該テーマにかかる専門家を委員として調査・検討を進めていく必要がある。

## (3) 検証すべき対象の検討

次の段階では、検証すべき対象を何にするかを検討しておく必要があります。

< 対応方向 > (平成 24 年度以降に検討)

新たな附属機関の設置の必要性について検討する。